

台風等の場合における授業・定期試験の取扱いについて

令和8年8月31日一部改正 教育・学生支援機構教育推進部門

- 1 台風等に伴い気象警報等が発表された場合における授業・定期試験の取扱いについては、対面、オンライン等の授業形態にかかわらず、以下のように取り扱う。
 - (1) 大津キャンパスの場合
大津市南部に暴風警報、暴風雪警報、危険警報（警戒レベル4相当）又は特別警報（警戒レベル5相当）が発表された場合は、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。
ただし、午前7時までに警報が解除された場合は、第1時限目の授業から実施する。
また、午前10時までに警報が解除された場合は、第3時限目の授業から実施する。
さらに、午後2時までに警報が解除された場合は、第6時限目の授業から実施する。
 - (2) 彦根キャンパスの場合
彦根市に暴風警報、暴風雪警報、危険警報（警戒レベル4相当）又は特別警報（警戒レベル5相当）が発表された場合は、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。
ただし、午前7時までに警報が解除された場合は、第1時限目の授業から実施する。
また、午前10時までに警報が解除された場合は、第3時限目の授業から実施する。
さらに、午後2時までに警報が解除された場合は、第6時限目の授業から実施する。
- 2 公共交通機関の運行休止等の場合の取扱いについては、地震その他の自然災害等の発生又は発生のおそれにより実施される公共交通機関の運行休止（一時的な運転見合わせは除く。）若しくは計画運休により、学生及び教職員の安全確保又は授業（定期試験を含む。）の実施に支障があると認められる場合は、授業（定期試験を含む。）の全部又は一部を休講とする。
- 3 定期試験が中止となった場合の試験の実施の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日又は1日の途中で中止となった場合、試験予備日に中止日の同時限の日程で行う。
 - (2) 中止日が2日以上の場合、試験予備日及びその翌日（土・日・祝日を除く。）以降、順次、中止となった試験日程順に各中止日の同時限の日程で行う。
- 4 休講等の措置をとらない場合であっても、学生それぞれの居住地又は通学経路にある地域で、交通機関の運行休止等が発生したことにより学生が授業（定期試験を含む。）に出席できなかったときの取扱いについては、「授業・定期試験の欠席に係る取扱いについて」に定めるところによる。
- 5 授業（定期試験を含む）が1又は2により休講となった場合の取扱いについては、その都度滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）又は掲示等により連絡する。
- 6 前各項に定めるもののほか、特殊な事情が生じた場合は、その都度周知する。